

第1回所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会 議事要旨

○関係省庁・関係団体の取組状況、調査事業について資料説明。その後意見交換。

(ガイドラインの改善等について)

- ・所有者を明確にする努力をどこまでするのか見極めが必要ではないか。明確にすること自体が目的の局面と明確にした後の利用方法が明らかな局面とでは、それぞれ取組の深度が違ってくる。もちろん、利用が明らかな局面においても、利用目的に応じて取組の深度は違ってくるのではないか。
- ・資料2(2)所有者とその所在の明確化の取組の詳細について、「法務局と司法書士会が連携した市町村に対する働きかけ」とあるが、もう少し霞ヶ関内で連携をとる必要があるのではないか。
- ・ガイドブックの事例について、問い合わせがほとんどない。公共用地の収用部門等に対しより一層の普及広報が必要ではないか。
- ・所有者不明土地は地方に多く価値の低い土地が多い。財産管理制度を活用する場合、財産管理人に対する報酬が土地の買収に係る価格を上回る事態が発生し、財産管理制度活用の支障となっている。
- ・相続関連の手続き、成年後見人制度の手続きに係る事案が複合したときの事案についてもガイドラインに入れるべきではないか。
- ・森林所有者の不在村問題に長年携わってきたが、現在、所有者の把握が難しい森林が数多く存在する。今後の山村人口の減少及び市町村の衰退を踏まえて、国土管理の視点から森林利用・管理のあり方を見直す時期に来ていると感じる。取り急ぎは、専門技術者の市町村への配置と林地台帳整備に必要な費用の予算化が必要ではないか。
- ・農地や課税等の台帳の電子化が進んでおり、土地の所有者の所在の把握に際して、それぞれをネットワークで繋げて、有効活用を図るべきではないか。
- ・農地においては、利用権設定により規模拡大を進めているが、所有権は分散化が進んでいるためなんらかの対策が必要ではないか。

以上